様式第21号(第20条関係)

定住促進住宅駐車場使用許可証

年　　月　　日

定住促進住宅　　　　　　住宅　第　　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　様

出雲市長

　　出雲市定住促進住宅の設置及び管理に関する条例第29条において準用する出雲市営住宅の設置及び管理に関する条例第55条の規定により、定住促進住宅の駐車場の使用については、下記のとおり条件を付して許可します。

|  |  |
| --- | --- |
| 住宅名 | 定住促進住宅　　　　　　　　　　住宅 |
| 使用区画番号 | 番 |
| 使用料 | 月額　　　　　　　　　円 |

(条件)

①使用料については、毎月末日までに納入すること。

②定住促進住宅の管理上支障となる行為や違法(迷惑)駐車等、他の入居者の迷惑となる行為は一切しないこと。

③自動車を格納するために工作物(車庫)を設置しないこと。

④住宅内の建造物、樹木等を破損した場合は、自費をもって原状に回復すること。

⑤住宅内は、道路交通法及び交通ルールを遵守し秩序を乱さないようにすること。

⑥住宅内で事故が生じた場合は、全て当事者間で解決すること。

⑦使用許可を受けた車両を変更したときは、自動車検査証(車検証)その他の証明書を添えて市に届出をすること。

⑧市が管理上必要と認めた場合又は整備計画に従って駐車場の使用を制限あるいは使用許可を取り消す場合は、その指示に従うこと。

⑨この許可証の条件及び出雲市定住促進住宅の設置及び管理に関する条例を遵守するとともに、保管場所の使用に関する市の指示又は命令に従うこと。